

## 地方と政府との対話による解決と地方自治の尊重を求める意見書

日本全土の0.6%の面積の沖縄県には、在日米軍基地の74%が集中し、1945年に米軍に占領されて以降、相次ぐ暴行事件・事故、爆音に沖縄県民は苦しんでいる。普天間飛行場（基地）は、宜野湾市の真ん中にあり、周辺には病院、保育園、幼稚園、学校、住宅があり、その上を米軍機が発着訓練として飛び交っている。米国ではあり得ないことである。宜野湾市民は爆音と墜落の危険の中に日夜生活している。

政府も普天間基地の危険性を認識し、辺野古への新基地建設を唯一の解決策としている。しかし、翁長沖縄県知事は、新基地建設は宜野湾市から名護市に場所を変えただけであり、現在普天間基地に配備されている24機のオスプレイを4倍の100機配備される計画になっていることから基地機能の強化であり、断じて認められないとし、沖縄県は、2015年10月13日、辺野古の沖の埋立承認を取り消した。

辺野古新基地建設をめぐる沖縄県民の民意は民主主義の基本である選挙結果でも明らかである。辺野古新基地建設反対という民意を受けて名護市議会、名護市長、沖縄県議会、沖縄県知事は、反対の意思を表明し、具体の行動を起こしている。にもかかわらず政府は対話の道を閉ざし、代執行訴訟を提起した。

もとより、地方自治法245条の8は、国が地方公共団体の法定受託事務を代執行できる要件の一つに代執行以外の方法により「是正を図ることが困難」な場合と明記している。それは地方公共団体の自主性を重んじる同法の目的に沿うためである。

1999年の地方自治法改正で、国と地方自治体が「対等」となり、設けられた法定受託事務の処理については、知事の判断が尊重され、同事務への国の関与に関して「できる限り権力的・一方的な関与には謙抑的でなければならない」と改正されている。

今回の国がとった措置は、地方自治の破壊にもつながりかねない。

よって、本市議会は、政府に対し、辺野古新基地建設問題は国と地方自治体は対等との立場に立ち、民意を尊重し、あくまでも話し合いによる解決を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月21日

三鷹市議会議長 後藤 貴光